

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	障害者総合支援法による自立支援給付支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、自立支援給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援給付支給事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付支給事務を行うものである。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 支給申請の受付</li><li>② 支給決定内容の審査</li><li>③ 利用者負担額の算定</li><li>④ 決定通知等の送付</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>① 総合福祉事務支援システム</li><li>② 団体内統合宛名システム</li><li>③ 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
総合福祉事務支援システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 第117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8007 ファックス:0558-76-8029 E-mail:shoufuku@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8007 ファックス:0558-76-8029 E-mail:shoufuku@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="text-align:right">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align:right">1) 1,000人未満(任意実施)</div> <div style="text-align:right">2) 1,000人以上1万人未満</div> <div style="text-align:right">3) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align:right">4) 10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align:right">5) 30万人以上</div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="text-align:right">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align:right">1) 500人以上 2) 500人未満</div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="text-align:right">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align:right">1) 発生あり 2) 発生なし</div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時に本人確認の上でマイナンバーを取得している。その際は、複数人での確認を行った上でその記録を残している。人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対する事務処理について、課内ミーティングにて定期的に情報共有を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、点検も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	II しいき値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	II しいき値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 117の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19上、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	II しいき値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時に本人確認の上でマイナンバーを取得している。その際は、複数人での確認を行った上でその記録を残している。人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対する事務処理について、課内ミーティングにて定期的に情報共有を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、点検も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加
令和8年3月1日	II しいき値判断項目	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施